

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	霧島A地区 (田口・川北・大窪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 18日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は霧島山麓の裾野から、霧島川流域とその支流に沿って分布する農用地帯である。国道223号沿線と主要地方道国分霧島線沿線の周囲に展開する農用地は、水稻に飼料作物、露地野菜等の組み合わせを中心とした農用地利用を促進する。

本地区の耕地面積に対する担い手の数は十分とはいいがたく、今後も経営体数の減少が予測される。1経営体に対する営農規模を拡大しつつ、入り作や新規就農など担い手の参入を期待する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

馬揃原と中山田台地に展開する農用地は、相対的に畑が多いが、樹園地等の混在も随所に見られ、農業生産の合理化を阻害しているため、現状維持による農用地利用と生産性向上を図る。前田地区を中心とする基盤整備が終了した地区では、水田の集団化がなされており、今後の農地流動化や担い手農家への規模拡大が期待される。また、集落周辺に展開する他の地区の水田においても基盤整備の推進を図り、水田としての効率的な土地利用を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	195 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	195 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向の担い手農家に極力農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備が遅れている地区もあり、今後は基盤整備を推進し、優良農用地の拡大と確保を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
入り作・新規就農者が定着しやすいよう、地域一丸となったサポート体制を構築していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・山際の農地については、イノシシ等による被害も発生していることから、拡大しないよう電気柵を設置するとともに、目撃や被害情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。
 ・耕作が困難な農地については、多面的機能支払交付金受皿組織としての活動や粗放的な利用を行う農地として活用することにより、農地の保全・管理等を行う。